

「健康医療先進都市」を目指す山形市と山形大学医学部との 包括連携に関する協定書

山形市（以下「甲」という。）と山形大学医学部（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に連携を図り、双方の保有する資源を有効に活用することにより、山形市が目指す世界に誇る健康・安心のまち「健康医療先進都市」の実現に資することを目的とする。

（連携及び協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について相互に連携し、及び協力して実施する。

- (1) 「健康医療先進都市」推進のための効果的施策に関すること。
- (2) 外国人観光客等の疾病に対応できる医療提供体制、先端医療に関わる海外からの患者受入等医療の国際化に関すること。
- (3) 山形市における疾病構造の現状分析、将来予測等に関すること。

（連絡調整）

第3条 甲及び乙は、前条各号に定める事項を効果的に実施するため、必要に応じて関係者を交え協議するものとする。

（情報保護）

第4条 甲及び乙は、この協定に基づく事業の実施に当たり、相手方から知り得た情報を他に漏らしてはならない。この協定の終了後においても同様とする。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合又は法令により開示を求められた場合は、この限りでない。

（協定期間）

第5条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間満了の日の1月前までに甲乙いずれからも書面による終了の意思表示がない場合には、この協定の有効期間を当該満了の日の翌日から起算して1年間延長するものとし、以後も同様とする。

（疑義の協議）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、取り決めるものとする。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

平成28年10月31日

甲 山形市旅籠町二丁目3番25号
山形市
山形市長 佐藤孝弘

乙 山形市飯田西二丁目2番2号
山形大学医学部
山形大学医学部長 山下英俊